

鳥取県告示第709号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成23年11月14日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市松並町一丁目及び二丁目の全部並びに同市秋里の一部